

掛川市条例第40号

掛川市森の都ならここの里条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市森の都ならここの里条例の一部を改正する条例

掛川市森の都ならここの里条例（平成17年掛川市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	8,600円	「	8,840円	に、
	4,300円	4,420円			
	5,700円	5,860円			
	2,850円	2,930円			
	7,000円	7,200円			
	3,500円	3,600円			
	9,800円	10,080円			
	4,900円	5,040円			
	13,300円	13,680円			
	6,650円	6,840円			
	6,800円	6,990円			
	3,400円	3,490円			
	1,200円	1,230円			
	600円	610円			
	1,300円	1,330円			
	700円	720円			
	6,000円	6,170円			
	3,000円	3,080円			
	3,500円	3,600円			
	1,750円	1,800円			
	6,000円	6,170円			
	3,000円	3,080円			
	25,000円	25,710円			
	25,000円に利用者1人につき1,000円を加算した額	25,710円に利用者1人につき1,020円を加算した額			
」	」				

2,800円	を	2,880円	に改める。
2,800円		2,880円	
2,800円		2,880円	
10,000円		10,280円	
2,800円		2,880円	
500円		510円	

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市森の都ならここの里条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第9条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。